

総合農政利子負担軽減制度 事務取扱要領

(最終改正 令和7年4月1日)

総合農政利子負担軽減制度の事務取扱については、群馬県総合農政利子負担軽減制度要綱（以下、「要綱」という。）に定めるもののほか、この要領によるものとする。

第1 定義

- 1 この要領において「農協」とは、要綱第2条第1項第1号に規定する農業協同組合をいう。
- 2 この要領において「農林中金等」とは、要綱第2条第1項第2号及び第3号に規定する農業協同組合連合会及び農林中央金庫をいう。
- 3 この要領において「銀行等」とは、要綱第2条第1項第4号に規定する金融機関をいう。

第2 貸付条件

- 1 貸付金の単位
貸付金の単位は千円とし、1件当たりの最低限度額は10万円とする。
- 2 貸付限度額
貸付限度額は、いずれの場合にあっても当該資金にかかわる貸付残高との合計額とする。ただし、認定農業者等利子軽減における異なる利用資金の残高通算は行わないこととする。
- 3 償還方法
 - (1) 各年1回の元金均等償還とする。
償還額の単位は千円とし、貸付額を償還回数で割り切れないときは、その端数を初回償還額に加えて2回以降は均等額とする。
 - (2) 償還日
ア 農業近代化資金を利用する場合にあつては、農業近代化資金により貸し付けられる償還日とする。
イ 一般資金を利用する場合にあつては、農業者等の利便を考慮し、5月14日、8月14日、11月14日又は2月14日のいずれか1の償還日を選定する。
- (3) 利子補給の対象となる期間は、貸付実行日からとし、打切日は、償還日と一致させる。
- (4) 貸付金の一部を繰り上げて償還する場合の単位は千円とし、その償還の充当方法は約定償還の最終年次分から順次充当する。
- (5) 借入者は次回返済予定の約定償還額の一部を償還日以前に内入れすることができる。
- (6) 融資機関は、延滞金（元金）の受入れについても千円単位で行うものとする。
- 4 その他
 - (1) 据置期間とは、貸付実行日から第1回償還日の1年前の応答日までとする。
 - (2) 本制度により貸し付ける資金は、全て新規に貸し付けるものを対象とし旧債務の借替資金は認めないものとする。
 - (3) 同一の貸付対象に対しては、特に定めのある場合を除き、総合農政推進利子負担軽減制度と他の制度資金との協調融資は行わないものとする。

第3 借入申込手続

- 1 農業近代化資金を利用する資金
群馬県農業近代化資金事務取扱要領第3に定める農業近代化資金の借入申込手続きの外、次に

定める手続きを併せ行うものとする。

ア 農協又は銀行等が貸付けを行う場合

(ア) 資金の貸付けを受けようとする者は、農協又は銀行等へ総合農政推進利子負担軽減制度適用申込書（別記様式第 1 号。以下「適用申込書」という。）を提出する。

(イ) 農協又は銀行等は、前項の申込みを受けたときは、その内容を審査し、貸付けを適当と認めるものについて、農業近代化資金・総合農政推進利子負担軽減制度利子補給承認申請書（別記様式第 3 号。以下「承認申請書」という。）1 部に適用申込書の写し 1 部を添えて農業事務所へ提出する。

イ 農林中金等が貸付けを行う場合

アの規定を準用する。この場合において、同項中「農協又は銀行等」とあるのは「農林中金等」、「農業事務所」とあるのは「農業構造政策課」と読み替える。

2 債務保証

融資機関は、貸付けに当たり群馬県農業信用基金協会（以下「基金協会」という。）の債務保証を受けて貸し付けようとするときは、借入申込書の受付と同時に当該基金協会が別に定める債務保証委託申込書及び同添付書類を提出させ併行的に事務を取り進め、資金の貸付けが適切に行われるよう努めるものとする。

第 4 利子補給申請の承認等

利子補給申請の承認、貸付実行の延期（総合農政利子負担軽減制度貸付実行期限延期承認申請書（別記様式第 5 号））、貸付実行（農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度貸付実行報告書（別記様式第 6 号）、事業計画の変更（総合農政利子負担軽減制度事業計画変更願（別記様式第 8 号））、総合農政利子負担軽減制度事業計画変更承認申請書（別記様式第 9 号）及び事業完了の報告（総合農政利子負担軽減制度事業完了届（別記様式第 10 号））の手続きについては農業近代化資金の例によること。

第 5 利子補給

1 利子補給の割合

知事は、要綱に掲げる割合により融資機関に対して利子補給を行うものとする。

なお、利子補給金の計算方法は、農業近代化資金の例による。

2 利子補給金の請求及び交付

利子補給金の請求及び交付については、農業近代化資金の例によることとし、様式については農業近代化資金・総合農政利子負担軽減制度特例償還等報告書（別記様式第 11 号）、総合農政利子負担軽減制度融資残高異動報告書（別記様式第 12 号）、総合農政推進利子負担軽減制度利子補給金請求書（別記様式第 13 号）、総合農政利子負担軽減制度利子補給金計算書（別記様式第 14 号）とする。

第 6 貸付条件の緩和措置

農業近代化資金の例によること。

第 7 その他

1 農業近代化資金を利用する資金に限り、貸付実行期限延期承認申請、事業計画変更願、事業計画変更承認申請書及び事業完了届の提出は、群馬県農業近代化資金事務取扱要領に基づく所定の

手続きによる知事の承認又は完了届けの提出をもってこれに替えるものとする。

- 2 融資機関は、必要あるときは借入者から報告を求め又は実地に調査して資金に適正な管理に当たるとともに借入者に対し適切な指導助言を行うものとする。

附 則

この要領は、令和4年4月1日以降利子補給等承認に係る貸付金から適用し、令和4年3月31日以前利子補給等承認に係る貸付金については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降利子補給等承認に係る貸付金から適用し、令和7年3月31日以前利子補給等承認に係る貸付金については、なお従前の例による。